

米沢市立病院
広告付き病院情報表示モニタ一設置運用事業
仕様書

令和5年4月
米沢市立病院

1 公募事業の概要

(1) 事業名

米沢市立病院広告付き病院情報表示モニター設置運営事業(以下「本事業」という。)

(2) 事業目的

新病院開院以降において、病院情報、民間広告等の各種情報を放映するモニター及びその他本事業の実施に必要な機材等(以下「設置設備」という。)を設置することにより、患者その他の病院利用者のサービス向上に寄与することを目的とします。

(3) 事業期間

令和5年11月1日(新病院開院予定日)から令和11年3月31日までとします。
ただし、新病院開院予定日に変更された場合は、事業期間も同様に変更されます。

(4) 仕様及び設置方法

下記「2 仕様」及び「3 設置方法」については、現状を基に想定したものであり、より優秀な企画提案を制限するものではありません。なお、採用された企画提案書の仕様や設置方法が本仕様書と大きく異なる場合は、企画提案書を基本として、具体的な内容を市立病院と契約予定事業者が協議の上、決定します。

(5) 参考(令和3年度)

- ① 入院患者：延患者数 85,611 人、実患者数 6,293 人、1日平均患者数 235 人
- ② 外来患者：延患者数 129,129 人、新来患者数 10,095 人、1日平均患者数 534 人

2 仕様

(1) 設置設備

- ① 放映モニター・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2台
- ② その他本事業実施に必要な機材等・・・・・・ 1式

(2) 放映モニター

- ① 放映モニター表示部の大きさは、32インチ～50インチ程度とし、壁掛け・天井吊り下げ型又はスタンド型とします。
※ 来院者の往来や業務の妨げにならない形状であったり、地震の際に転倒、落下等を防止する対策を講じていたりするなど安全性に配慮してください。
- ② 放映モニターの放映開始・終了時間の起動・終了は、タイマーで管理できるものとし、電源は、主電源からオン・オフができるものとします。
- ③ 設置設備の稼働に必要な電源は、100Vとします。
- ④ その他の仕様は、市立病院と契約予定事業者が協議の上、決定します。

3 設置方法等

(1) 設置場所

- ① 受付・会計待合 1台
- ② 1階エレベーターホール前 1台

※ 企画提案の際には、図面等を参考にしながら、設置しようとする場所を提示してください。(エスカレーター下は設置不可)

※ 新病院開院から北側駐車場の整備が完了(令和6年12月予定)するまでの期間、市立病院に来院する患者等は、北側正面玄関を使用せず、南側正面玄関からのみ出入りします。

※ 建物の構造上、設置できない場合がありますので、実際の設置場所については、市立病院と契約予定事業者が協議の上、決定します。

(2) 設置工事

設置工事は、事前に具体的な内容を市立病院と設置事業者が協議の上、実施します。

(3) 設置許可

設置事業者は、設置設備の設置に当たり、米沢市立病院施設管理規程（平成19年病院管理規定第27号）第20条に規定する行政財産目的外使用許可を受けなければなりません。

(4) 原状回復

設置事業者は、契約期間の満了又は解除により、設置設備を撤去するとき、速やかに原状回復しなければなりません。

4 事業運営

(1) 放映日

通年での放映を可能とします。

(2) 放映時間

- ① 受付・会計待合は、午前8時30分から午後6時00分まで
- ② 1階エレベーターホール前は、午前8時30分から午後8時00分まで

(3) 放映内容等

① 放映内容

動画又は静止画による病院情報及び民間広告とします。

② プログラム

病院情報及び民間広告を主とした構成とします。

③ 病院情報

ア 原則として市立病院が提示した情報を基に、設置事業者が編成します。

イ 災害情報等緊急の周知が必要な場合は、随時に放映できるようにします。

④ 民間広告

ア 広告の募集及び編成は、設置事業者が行います。

イ 設置事業者は、広告主の選定や広告内容等について、米沢市有料広告の取扱いに関する規程（平成18年米沢市告示第84号）に準じた取り扱いをしなければなりません。その他に、関係法令に抵触するおそれがあると行政機関から指導があった場合や、広告内容に問題が生じた場合には、市立病院は、広告の修正又は放映の差し止めを設置事業者に求めることができます。なお、その際の修正等にかかる費用は、設置事業者が負担します。

ウ 広告に関する苦情等については、設置事業者が一切の責任を負います。この場合において、問題等が生じた場合、設置事業者は、速やかに市立病院に報告する

とともに、適切に対応しなければなりません。

エ 設置事業者が放映する広告は、事前に市立病院から承認を受けなければなりません。

オ 設置事業者は、広告に対する著作権、特許権その他第三者の権利に関する問題に対して一切の責任を負わなければなりません。

(4) 放映モニターの音量

放映に際して音声が発生する場合は、来院者が不快に感じることなく、かつ、診療や業務に支障のない音量とします。

5 費用負担

設置事業者は、広告収入をもって、次に掲げる費用を負担します。

(1) 設置費用等

- ① 設置設備の設置、運営、撤去等にかかる一切の経費
- ② 広告の募集及び編成にかかる一切の費用

(2) 広告掲載料

市立病院に納入する広告掲載料として提案した金額

(3) 電気料金

設置設備の稼働に要する電気料金相当額

(4) 行政財産目的外使用料

米沢市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年米沢市条例第13号）第8条の規定に基づき算定する使用料

(5) 納付

上記(2)から(4)までは、原則として1年度分を各年度の4月中に、別途発行する納入通知書により納入してください。

6 その他

- (1) 広告収入は、設置事業者の収入とします。
- (2) 契約期間内であっても、院内のレイアウト変更等により、設置場所の変更や広告掲示の一部又は全部を中止する場合、設置設備の移設又は撤去にかかる費用は、設置事業者が負担します。
- (3) 設置設備の仕様、設置台数等については、市立病院と設置事業者が協議の上、変更する場合ことができます。
- (4) 設置事業者の責めに帰する事由により、市立病院の運営に不適切な事情が生じた場合、市立病院は、放映の全部又は一部を中止することができます。この場合において、市立病院は、納入すべき広告掲載料の減額及び既に納付している広告掲載料の返還は認めず、広告主及び設置事業者に対して賠償の責任を負いません。
- (5) 設置事業者は、設置設備の保守管理の一切を行います。
- (6) 設置事業者は、設置設備に故障等の不具合が生じた場合、速やかに復旧させなければなりません。

- (7) 米沢市立病院広告付き病院情報表示モニター設置運営事業公募型プロポーザル実施要項及び本仕様書に定められていない事項については、市立病院と設置事業者との協議の上、決定します。